

大阪地域貢献活動事業助成の基本的考え方

平成26年 7月28日制定
平成28年10月24日改定
平成30年 5月23日改定
大阪地域貢献活動センター
(社会貢献部門まちづくり委員会)

1. 目的

本助成は、建築士と地域住民等が連携して進める地域貢献活動に対して一部資金支援を行い、建築士等が担う地域貢献活動を促進、活性化し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 運営

助成は大阪地域貢献活動基金を財源とし、募集、審査等に係る運営は、社会貢献部門まちづくり委員会に設置する大阪地域貢献活動センター（以下「センター」という。）が行う。

3. 対象とする地域貢献活動

大阪府内において、原則として、建築士と地域住民等で構成する団体が、地域における次に掲げるいずれかのテーマについて、一定の成果を上げることがを目的に継続して進めている地域貢献活動を対象とし、一過性の活動、営利を目的とする活動等は対象としない。

イ.景観の形成と保全 ロ.地域のまちづくり ハ.居住環境の保全と整備
ニ.歴史的資産の再生と活用 ホ.自然環境の保全と整備 ヘ.福祉環境の整備
ト.地域の防災と防犯 チ.地域活性化社会サービス 等

4. 応募条件

- (1) 応募する団体または活動の参画者に建築士（大阪府建築士会会員に限らない）を含むこと。
- (2) 大阪府建築士会の委員会事業については、対象外とするが、地域委員会建築士の会等が地域住民と連携・協働して進める活動について応募することができる。
- (3) 大阪府内に所在する団体が大阪府内で進める活動について応募できる。

5. 助成額

- (1) 助成額は、事業費の一部を助成するものとし、原則として、同一団体による同一の事業に対する助成の継続は3年を限度とし、かつ、合計30万円を限度とする。
- (2) 他の助成を受けている活動（複数の事業を含む場合は他の助成の対象としている事業）には原則として助成しない。

- (3) 活動に係る経費のうち、事業目的達成に不可欠な、会場借上費、印刷費、報償費（講師謝礼）、広報費、備品購入費等を助成対象項目とし、分科会が必要と認める範囲について助成する。なお、建設や改修等の工事費、団体構成員の人件費、飲食費、交通費等は助成の対象外とする。
- (4) 原則として、申請額の合計が 5 万円未満の少額申請については、助成の対象外とする。

6. 採択の考え方

採択に当たっては、上記 1 に掲げる目的に合致し、3～5 に掲げる条件を満たす活動について、原則として、次の考え方に基づいて、センターにおいて議論して審査・決定する。

- (1) 建築士がその職能を活かした地域貢献活動を助成の対象とし、建築士が参画していたとしても、建築士の職能を活かしていないと判断される活動は採択しない。
- (2) 地域住民等との連携の姿が見えず、具体的な地域貢献に繋がらない活動（単に、調査、文献研究、資料収集、ホームページ作成等を目的とした活動等）は採択しない。
- (3) 団体構成員の自己研鑽のための勉強会や専門家の調査研究の域に留まる活動は採択しない。
- (4) 意義を有する活動内容であっても、事業費総額が高額で、本助成の効果が少ないと判断される活動は採択しない。
- (5) 初動期にあつて、本助成によって活動が促進・展開されることが見込まれる活動を、既に軌道に乗って進められていると判断される活動より、優先的に採択する。
- (6) 採択に当たっては、申請書に基づいて審査することを基本とし、申請書に不備（内訳書が添付されていない等）がある場合や記載内容が不明な部分については、申請書の差し替えを行わせ、審査することができる。
- (7) 申請のあった活動内容に部会が条件を付して採択することができる。

7. 完了報告等

助成を受けた活動団体は、当該事業終了時にセンターに完了報告書（成果を添付）を提出する。2 年以上継続する活動の場合は、年度ごとに中間報告書を提出する。

また、センターは、助成を行った活動団体に、随時その報告（報告会を含む）を求めることができる。

なお、完了報告書が提出されない場合または申請内容と実施内容が著しく異なる場合は、助成金の返還を求める。